

# 総務建設常任委員会協議会 説明資料

令和5年11月8日

大磯町下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

---

## 資 料

---

改正概要	1
改正内容及び施行期日	1
参考1 改正条文中に係る法律（抜粋）	2
参考2 地方自治法の改正（1）（2）	3

下水道課



## 大磯町下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

### 1. 改正概要

本条例（令和元年大磯町条例第 23 号）は、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）及び地方公営企業法施行令（昭和 27 年政令第 403 号）の規定に基づき、大磯町下水道事業の設置等について必要な事項を定めるものです。

条文中に用いている地方公営企業法第 34 条において準用する地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）の一部改正に伴い、引用条項の規定を改正するものです。

### 2. 改正内容及び施行期日

（議会の同意を要する賠償責任の免除）

第 6 条 法第 34 条<sup>\*1</sup>において準用する地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 8 項<sup>\*2</sup>の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が 10 万円以上である場合とする。



（1）引用箇所の条項数を「第 243 条の 2 の 2 第 8 項」とし、施行期日を公布日に改正します。

（2）引用箇所の条項数を「第 243 条の 2 の 8 第 8 項」とし、施行期日を令和 6 年 4 月 1 日に改正します。

## \* 1 地方公営企業法

## （職員の賠償責任） 第三十四条

地方自治法第二百四十三条の二の規定は、地方公営企業の業務に従事する職員の賠償責任について準用する。この場合において、同条第一項中「規則」とあるのは「規則又は企業管理規程」と、同条第八項中「議会の同意を得て」とあるのは「条例で定める場合には議会の同意を得て」と読み替えるほか、第七条の規定により管理者が置かれている地方公営企業の業務に従事する職員の賠償責任について準用する場合に限り、同法第二百四十三条の二第三項中「普通地方公共団体の長」とあるのは「管理者」と、同条第八項中「普通地方公共団体の長」とあるのは「管理者」と、「あらかじめ監査委員の意見を聴き、その意見」とあるのは「管理者があらかじめ監査委員の意見を聴き、普通地方公共団体の長が当該意見」と読み替えるものとする。

## （管理者の設置） 第七条

地方公営企業を経営する地方公共団体に、地方公営企業の業務を執行させるため、第二条第一項の事業ごとに管理者を置く。ただし、条例で定めるところにより、政令で定める地方公営企業について管理者を置かず、又は二以上の事業を通じて管理者一人を置くことができる。なお、水道事業（簡易水道事業を除く。）及び工業用水道事業を併せて経営する場合又は軌道事業、自動車運送事業及び鉄道事業のうち二以上の事業を併せて経営する場合においては、それぞれ当該併せて経営する事業を通じて管理者一人を置くことを常例とするものとする。

## \* 2 地方自治法

## （職員の賠償責任） 第二百四十三条の二（抜粋）

会計管理者若しくは会計管理者の事務を補助する職員、資金前渡を受けた職員、占有動産を保管している職員又は物品を使用している職員が故意又は重大な過失（現金については、故意又は過失）により、その保管に係る現金、有価証券、物品（基金に属する動産を含む。）若しくは占有動産又はその使用に係る物品を亡失し、又は損傷したときは、これによつて生じた損害を賠償しなければならない。次に掲げる行為をする権限を有する職員又はその権限に属する事務を直接補助する職員で普通地方公共団体の規則で指定したものが故意又は重大な過失により法令の規定に違反して当該行為をしたこと又は怠つたことにより普通地方公共団体に損害を与えたときも、同様とする。

- 一 支出負担行為
- 二 第二百三十二条の四第一項の命令又は同条第二項の確認
- 三 支出又は支払
- 四 第二百三十四条の二第一項の監督又は検査

3 普通地方公共団体の長は、第一項の職員が同項に規定する行為により当該普通地方公共団体に損害を与えたと認めるときは、監査委員に対し、その事実があるかどうかを監査し、賠償責任の有無及び賠償額を決定することを求め、その決定に基づき、期限を定めて賠償を命じなければならない。

8 第三項の規定により監査委員が賠償責任があると決定した場合において、普通地方公共団体の長は、当該職員からなされた当該損害が避けることのできない事故その他やむを得ない事情によるものであることの証明を相当と認めるときは、議会の同意を得て、賠償責任の全部又は一部を免除することができる。この場合においては、あらかじめ監査委員の意見を聴き、その意見を付けて議会に付議しなければならない。

## 地方自治法の改正（1）

施行日：令和2年4月1日

新	旧
（普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部免責） 第二百四十三条の二	【新設】
（職員の賠償責任） 第二百四十三条の二の二	（職員の賠償責任） 第二百四十三条の二

## 地方自治法の改正（2）

施行日：令和6年4月1日

新	旧
（指定公金事務取扱者） 第二百四十三条の二	【新設】
（指定公金事務取扱者の帳簿保存等の義務） 第二百四十三条の二の二	【新設】
（指定公金事務取扱者の指定の取消し） 第二百四十三条の二の三	【新設】
（公金の徴収の委託） 第二百四十三条の二の四	【新設】
（公金の収納の委託） 第二百四十三条の二の五	【新設】
（公金の支出の委託） 第二百四十三条の二の六	【新設】
（普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部免責） 第二百四十三条の二の七	（普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部免責） 第二百四十三条の二
（職員の賠償責任） 第二百四十三条の二の八	（職員の賠償責任） 第二百四十三条の二の二

